

放課後キッズクラブ

入会のしおり

2022 年度版



駒林小学校放課後キッズクラブ ☎045-563-3193

運営法人 (株)スマイルクルー ☎045-316-4355

(注) 本案内の内容は、2021年12月時点での作成したものです。



目 次

1 放課後キッズクラブとは	1
2 運営法人 株式会社スマイルクルー について	2
3 駒林小学校放課後キッズクラブの活動について		
4 放課後キッズクラブの開所日について	3
5 放課後キッズクラブの利用区分について	4
6 わくわく【区分1】の利用について	5
7 すくすく【区分2A・B】の利用について <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>	6
8 保険への加入について	8
保健に関するQ&A 払込取扱票	9
9 利用申込みについて	10
10 利用の決定について	11
11 新1年生の利用開始について		
12 利用区分の変更について		
13 広報誌『キッズニュース』	12
14 『利用予約表』の提出について	13
15 『キッズノート』の準備と提出について		
16 利用当日の流れについて	14
17 警報発表時等の対応について	16
18 おやつについて	17
19 利用料等の支払方法について		
20 口座情報の登録について	18
21 入退室メールについて		
22 夏休み期間の利用について		
23 ご意見・ご要望等について	19
24 お問い合わせ先 個人情報の取扱いに関する同意書	20

利用申込書 記入見本

利用申込書

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

2004年度に開始され、2020年度には本市の全ての小学校に設置されています。

駒林小学校放課後キッズクラブは、港北区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

★横浜市からの保護者の皆さまへ★

横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでいます。

2022年度に向けては、有識者や関係者の皆さんから広く意見を聴取する検討会や、事業にかかわる関係者へのアンケートを実施したうえで、「子ども・子育て会議 放課後部会」の有識者の方々にもご意見を賜りながら、検討を進めております。このため、2022年度の利用にあたり「入会のしおり」の内容から変更が生じる場合には、皆様に別途お知らせさせていただきます。

＜横浜市「放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

（横浜市トップページ暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて）



また、新型コロナウイルス感染症対策のため、2021年度において放課後キッズクラブでは「遊びの場」を目的とするわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施をしています。

2022年度においても、わくわく【区分1】については感染状況や教育活動にもあわせて引き続き利用を制限することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、放課後キッズクラブに関する新型コロナウイルス感染症に係る通知等については、市ウェブページでもお知らせしていきます。

＜横浜市「新型コロナウイルス感染症に係る通知等について」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

（トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について）



2 運営法人「スマイルクルー」について

「駒林小学校放課後キッズクラブ」を運営する「株式会社スマイルクルー」は 以下の企業理念（抜粋）を挙げています。

「私たちにとって大切なものは、明日を担う子どもたちであり、スマイルクルーを必要としている会社であり、又、一緒に働く仲間であると思います。人と人、企業と企業をつなぐことによって、皆に笑顔を届ける事ができる企業になりたいと思います。スマイルクルーは訪問する先々で幸せを伝達する企業です。」

3 駒林小学校放課後キッズクラブの活動について

★活動内容：児童のための『自由遊び』が主な活動です。集団生活ですので、ルールはあります。

その充実のために楽しい体験プログラムやイベントを単発や継続形式で実施します。

地域交流・親子交流や保護者のためのものも計画しております。⇒説明会でキッズニュースを配布します。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、以下の（1）～（3）の日を除き、原則として開所となります。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月29日から1月3日まで（年末年始）

※ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P3～参照）。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしづら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

※2020年度と2021年度とで、利用区分の名称が変更となりました。2020年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ () 内の表記を併用させていただきます。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【A】	ほしづら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校又は当該義務教育学校前其賛課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
	<u>留守家庭児童等※であること</u>		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時</u> まで	放課後から <u>午後5時</u> まで
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時</u> まで
	学校休業日	午前10時～12時 午後 2時～ 4時 (季節により変動あり。キッズニュースにてご確認ください) ※午前・午後のどちらかで利用ができます。	午前8時30分～ <u>午後7時</u> まで
利用料	<u>無料</u> <u>※スポット利用は800円/回+おやつ代(P17参照)</u>		<u>月額2,000円</u> <u>※延長料(午後7時まで)は400円/回+おやつ代100円/回</u> <u>月額5,000円+おやつ代</u> <u>減免あり(詳しくはP6・7を参照)</u>
保険加入料	年額700円必須(詳しくはP8を参照)		
定員	なし	あり	
利用申込に必要な書類	利用申込書		<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 留守家庭児童等であることの証明書
	※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギー</u> のある児童は、 <u>学校生活管理指導表(写し)</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

(1) 利用時間

※予約表による事前の参加予約が必要です。(P13・14参照)

平日	放課後～午後4時
学校休業日（土曜日除く）	午前10時～12時、午後2時～4時 ・どちらかの時間帯で参加 季節により変動あり

・土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール

<平日（学校のある日）>

★キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

★正門・キッズクラブ出入口から入り、キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します。
(両方は参加できません)

★わくわく【区分1】のお子さんはスポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

(3) 利用料金について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です(詳しくはP7を参照)。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代100円(食べた場合)がかかります。スポット利用の場合、時間にかかわらず保護者のお迎えが必要となります。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P16 参照）や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

なお、2021年度における新型コロナウイルス感染症の対応については、以下のとおりです。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、2021年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用であるわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、2022年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。

あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いします。

7 すくすく【区分2A・区分2B】の利用について（2021年度時点）

(1) 利用時間

※予約表による事前の参加予約が必要です。（P13・14参照）

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしざら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール

<平日（学校がある日）>

★キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★午後5時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書などの活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日（土曜日含む）>

★正門・キッズクラブ出入口から入り、キッズノートを提出し、受付をすませてから遊びます。

一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

（昼食はキッズクラブ内で食べます）

(3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしそら）【区分B】
利用料金（月額）	2,000円	5,000円
延長料金（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP.7を参照）

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。

※プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。

今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

※利用料金はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくはP.6参照）。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

（例）月額利用料（※）が2,000円の場合は、減免後の利用料金は月額0円

月額利用料（※）が5,000円の場合は、減免後の利用料金は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

・(4)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。

・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「(4) 申請手続き」もあわせてご確認ください。

(4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「VII 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。)

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピーしたもの】 <ul style="list-style-type: none"> 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。) 4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金※) 新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。 	学校から受理次第速やかに
②生活保護世帯の方	保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】 <ul style="list-style-type: none"> 保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。) 	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	以下の書類のうちいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> 市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます(1件につき300円がかかります)。 市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していくだけ証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。 	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けてることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は駒林小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。
また、「保険制度に関するQ&A (P9)」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

①傷害保険」「②賠償責任保険」2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅也可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、P9に添付された『払込取扱票』を用いてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替※ができます。

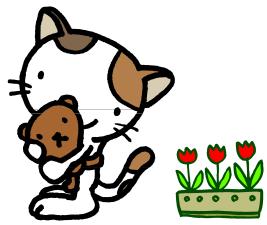
※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5) その他

- ・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することができますのでご了承ください。

- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

保険制度に関する Q&A



Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず
ご利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負
担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。
詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還しても
らえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰
宅も可)の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょ
う炎などは、傷害に該当しまんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だ
けでも傷害保険金は出るのですか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金
の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるもので
はなく、定額の支払となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅
して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金
支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険
会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、
受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

保険に関するお問い合わせは(株)スマイルクルーへお願い致します。

9 利用申込について

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

利用登録に必要なもの	
わくわく 【区分1】	・利用申込書 ・保険制度運営負担金（700円）ご利用明細票
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書　・保険制度運営負担金（700円）ご利用明細票 ・留守家庭児童等を証明する書類 (用紙はHPよりダウンロードもしくは利用申込の際に配布) ・キャッシュカード　(口座登録したことがない方) ・キッズノート用大学ノート　(新規の方)

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月の給食開始日からの利用開始となります。
(詳しくはP11 参照)

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

すくすく【区分2A・区分2B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・区分2B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者などをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・区分2B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等	★印の用紙はHPでダウンロードもしくは利用申込の際に配付致します
会社員、公務員等		
勤務予定者	<u>就労（予定）証明書</u> ★	
産休中及び育休中		
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u> ★	
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> ★ ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。	
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ★ ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。	
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> ★	
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。	

- ※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）
- ※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すぐすぐ

【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ
又は運営法人スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月の給食開始日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すぐすぐ【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

【新1年生の利用にあたっての注意事項】

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月6日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の前月25日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいようお願いします。

〈留守家庭児童等を証明する書類の提出について〉

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすぐすぐ区分（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.10 参照）の提出が必要になります。
- ・一度すぐすぐ（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすぐすぐ（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.10 参照）の提出が再度必要になります。

- ・すぐすぐ【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇨ほしそら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証明する書類の再提出は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

13 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月25日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校児童に配付いたします。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが必要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

14 『利用予約表』の提出について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予約表の提出をお願いしています。
翌月の予定をご確認いただいたうえで、毎月〆切日までに翌月分の利用予約表を提出してください。
『キッズ利用予約表』(キッズ提出用)と『キッズ利用表』(ノート貼付用)をキッズルームで配布します。

- ・『キッズ利用予約表』を締め切り日までにキッズクラブ受付へご提出ください。
お子さんがキッズ入室前に参加を把握できるようにご協力をお願いします。
- ・予約後、予定の変更がございましたらご連絡をお願いします。(電話・FAX・メール・口頭)
- ・予約日に学校を欠席・早退の場合も、必ずご連絡をお願いいたします。
- ・ご連絡がなく児童の参加がない場合、校内を探した上で保護者へ確認(TELなど)をさせていただきます。
- ・急な参加希望又は取り消しの場合は、必ず保護者の方が直接キッズクラブの電話・FAX・メール等でご連絡ください。
学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などで連絡はしないでください。また、確認のためキッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合がありますのでご了承ください。
ただし、児童にこのことが伝わっていない場合は、学校への連絡もしていただくようになりますので、ご了承ください。

<利用予約表の記入方法>

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用する日の利用方法に合う欄に○をつけてください。
(休日実施の場合入室時間・弁当の有無等も記入)
- ③ 控えをとり、キッズクラブにご提出ください。

※詳しい利用予約表の記入方法は、登録時にお知らせします。

15 『キッズノート』の準備と提出について

キッズクラブ専用のノートをご用意ください。

- ① セミB5判大学ノート。横罫。左開き。30ページほどのもので分厚くないもの。
- ② 製本が糸綴じか糊綴じのもの。(バネなどで綴じてあるものは避けてください)
- ③ 表紙にタイトル名前シールを貼りますので、シンプルな表紙のもの
 - ・タイトル名前シールはこちらで用意します。
 - ・タイトル名前シールは表紙の下半分に貼ります。上半分には貼らないでください。
- ④ ノートは毎月見開きで使用します。『キッズ利用表』(ノート貼付用)を左ページに貼付してください。
- ⑤ キッズクラブ参加日には、『キッズ利用表』の参加日当日の所定の保護者欄に保護者印(もしくは署名)を押し、備考欄に当日の体温を記入し、お子さんにノートを持たせてください。出欠欄はこちらで入室確認後に、出席印を押します。

<予約の追加・取り消し(キャンセル)・変更>

分かり次第、キッズクラブへご連絡ください。当日の場合は授業終了時刻までに、連絡をお願いします。
※当日のノートでの変更はご遠慮ください。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予約表に記載された日の利用が原則です。
- キッズノートの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいようお願いします。
- 急な利用・急な取りやめなど、予約と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

16 利用当日の流れについて

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- 各学級での帰りの会が終わったら、ランドセルを持ったままキッズクラブに行きます。
キッズクラブは南棟2階、体育館寄りです。
※家に帰ってからの参加はできません。
※土曜日等（学校がお休みの日）については、正門のインターホンで「学年・組・名前」を告げ、
キッズの出入り口より入校し、キッズルームまで行きます。
- 利用カードと『キッズノート』を出します。※利用カードはキッズクラブで管理しています。
- ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、隨時『キッズニュース』等でお伝えします。※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

<学校のある日にキッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・キッズノート（「保護者印（署名も可） 当日の体温」を記入すること）

<学校がお休みの日にキッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・キッズノート（「保護者印（署名も可） 当日の体温」を記入すること）
- ・上履き
- ・お弁当（午前から午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れるなど、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・学校に持つて来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話、お菓子、現金等）

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。

- ・わくわく【区分1】(スポット利用を除く)の場合、午後4時までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんで、「お迎え」予約の場合、午後4時を越えると、スポット利用の扱いとなります。(800円) 午後5時を越えるとおやつを提供します。(100円)

※スポット利用の場合、ひとり帰りはできません。

- ・すくすく【区分2A・B】の最終下校時刻を過ぎる場合、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

【区分2A・2B】<最終下校時刻>

4月～9月	10月	11月～1月	2月	3月
午後5時	午後4時30分	午後4時	午後4時30分	午後5時

『お迎え』

- ・お迎えの保護者の方は首からID吊り下げ名札を下げておいでください。
- ・保護者または特定の方のお迎えがないと帰宅できません。
- ・午後5時におやつを食べ始めます。間際のお迎えはできるだけご遠慮ください。
- ・開所時間は午後7時までです。時間を厳守してください。

※学校へ入るには「正門(職員室側)」を利用して下さい。

校舎内に入るには校庭側にある「キッズクラブ出入口」を利用して下さい。

どちらも電子錠がかかっていますので、インターフォンで、お子さんの学年・組・名前をお伝えください。電子錠を開錠します。鍵がかかっていない場合でも同様にお願いいたします。安全管理と、お子さんの帰り支度のためです。ご協力をお願いいたします。

- ・わくわく【区分1】のスポット利用の方は、お迎え時に利用料及びおやつ代のお支払いをお願いいたします。
- ・すくすく【区分2A】のお子さんで、「お迎え」予約の場合、午後5時を越えると、延長利用となりおやつを提供します。(400円+100円)
- ・お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 緊急時対応の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u>スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※「特別警報」発表時は閉所します。</p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

18 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及び わくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。毎日利用するお子さんが飽きないよう、季節を感じられるようにしております。

おやつの提供時間は通年5時になります。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額（1回100円）を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいているが、特別の事情がある場合は、別途ご相談ください。

19 利用料等の支払方法について

(1) すくすく（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・区分2B】の利用料金等の支払方法

駒林小学校放課後キッズクラブでは、子どもたちへの関りに重点を置くことを念頭に、キッズ室内での現金の受渡し等のトラブルを防ぐ為、すくすく【区分2A・区分2B】のお子様のご利用料・延長料・おやつ代を口座引き落としさせていただいております。

※利用申し込みの際、キャッシュカードをご持参ください。（手続きについてはP18参照）

(2) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

利用当日のお迎えの際にスポット利用及びおやつ代（食べた場合）を直接お支払いください。領収書をお渡しします。※お子さんに現金を持たせないようにしてください。

わくわく【区分1】 (当日現金)	すくすく【区分2】(月毎口座引き落とし)		
	ゆうやけ【2A】	ほしづら【2B】	
利用料金	無料	2000円(月額)	5000円(月額)
おやつ代	100円	100円×利用回数	100円×利用回数
スポット利用料	800円	—	—
延長料	—	400円×利用回数	—

20 口座情報の登録について ※すぐすぐ【区分2A・B】にご登録の方のみ

銀行口座をご登録いただいている場合には、月額の利用料およびおやつ代はご登録の口座より自動引き落としとなります。（登録料・引き落とし時手数料無料）

- ◎ 既に口座登録をされた方は、登録不要です。
- ◎ 現在、ごきょうだいが放課後キッズクラブご利用中で、既に口座登録されている方は登録不要です。
同一の口座からお引き落としさせていただきます。

【口座情報の登録方法】 ※キャッシュカード読み取り機にて登録いたします。

1. 利用申込書のご提出の際に、口座引き落としされる銀行口座のキャッシュカードをお持ちください。
(操作については現場職員がご案内します。)
2. 暗証番号を入力
3. 口座名義人氏名、ご利用児童名を記入
4. 利用料金明細メールへのご登録

毎月 20 日頃にご登録のメールアドレスに請求額のお知らせをお送りします。

右記のQRコードを読み取り、登録フォームよりご登録ください。

ご登録後、「kouza@smilecrew.co.jp」より登録確認メールが届きます。

kouza@smilecrew.co.jp の受信許可の設定をお願いいたします。



【ご請求月】

利用料の種類	ご請求月
区分2A・B の月額利用料	
区分2A の午後5時を過ぎての延長利用	利用実績のあった月の翌月
区分2A・B のおやつ代	

引き落としは毎月 27 日（27 日が土日祝日等、銀行休業日の場合は翌営業日）となります。

ご入金は前日までにお願いいたします。

21 入退室メールについて

お子さんの入室時・退出時をメールでお知らせいたします。キッズクラブの利用申込みを済ませた方は、必ずご登録ください。（無料） ※継続登録の方は不要
登録方法等詳細は利用申込みの際、お知らせいたします。

22 夏休み期間の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すぐすぐ【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきましようお願いします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn アカウント名 : 環境省

QR コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

23 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、駒林小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

24 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関するることは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）
保険に関するお問い合わせは運営法人へお願いします。

駒林小学校放課後キッズクラブ
運営法人 株式会社スマイルクルー
横浜市港北区こども家庭支援課

TEL : 045-563-3193 FAX : 045-563-3193
TEL : 045-316-4355
TEL : 045-540-2442

個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

株式会社スマイルクルー

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤眞紀 (045-316-4355)

2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童、園児等及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する保育サービス、学童保育サービス、その他のお子様の保育サービスに用います。
- ・保育料などのお支払いに利用いたします。

3. 個人情報の第三者提供

- ・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。
 - ・お預かりした個人情報を、当社が委託している医療関係者に提供することがあります。
- その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者に委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号

パーク・ノヴァ横浜壱番館301

株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者

メールアドレス：pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

TEL：045-316-4355 (受付時間 平日 9:00～18:00) FAX：045-316-4356

上記内容をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用申込書」へのご署名をもって同意されたことといたします。